

## 令和3年度第3回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年6月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年6月25日(金) 午後2時

出席委員 12名

1番 伊藤 正敏      2番 酒井 温司      3番 丹羽 保宏      5番 中野 浩光

6番 加藤 勲      7番 日下部錠一      8番 岩田 房喜      9番 鈴木 正

10番 後藤 章      11番 後藤 章正      12番 水野 格廉      14番 樋口 博

出席農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊      渡辺 博史      堀田 啓

欠席委員 2名

4番 山田 富士雄      13番 山内 盛雄

欠席農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件について

##### 【議案第3号】

- ・農地法第5条の規定による許可申請 …… 4件

##### 【議案第4号】

- ・農用地利用集積計画について …… 1件

#### (2) 報告案件について

##### 【報告第6号】

- ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 3件

##### 【報告第7号】

- ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 9件

### 2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

緊急事態宣言は解除されましたが、清須市は、まん延防止等重点措置の区域に指定されております。委員の皆様におかれましては、体調管理にお気をつけください。

では、只今から、令和3年度第3回清須市農業委員会を開催いたします。

本日は4番 山田 富士雄委員および10番山内 盛雄委員より事前に欠席の連絡がありましたが出席者は12名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員におきましては、3名の出席となります。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は2番 酒井 温司委員と5番 中野 浩光委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第3号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 4件

【議案第4号】

・農用地利用配分計画について …………… 1件

(2) 報告案件について

【報告第6号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 3件

【報告第7号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 9件

それでは、【議案第3号】農地法第5条の規定による許可申請4件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第3号、R3-1番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑で面積は\_\_\_\_\_㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。住宅建築の予定です。

申請者は、清須市内の賃貸マンションで生活しております。長男の誕

生に伴い現在の賃貸マンションでは手狭になるため、一戸建て住宅を建築し生活の場を移す予定です。

しかし申請者に所有地はなく、申請者の父親が所有しております本件申請地において分家住宅建築の承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域ある農地に近接する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

後藤委員 この案件の地元は後藤章正委員になりますが特に問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として回答することといたします。

続きまして、

事務局 続きの説明を事務局に説明を求めます。

事務局 議案第3号、R3-2番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番、\_\_番、\_\_番、\_\_番、\_\_番、\_\_番、\_\_番、\_\_番、\_\_番 登記田、現況休耕地で面積は合計\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。受人及び渡人は議案書のとおりです。流通業務施設の建築を予定しています。

申請者は、埼玉県に本店を置く運送業を営む法人で、食品を中部圏内の食品スーパー等へ配送しています。現時点で中部圏内に流通業務施設を有しておらず、関東から運ばれた食品を保管することに不便を感じておりました。数年前より愛知県内で流通業務施設を建築できる土地を探した結果、申請地を紹介され、土地所有者より承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、名古屋高速 16 号一宮春日入口から約 72m に位置する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－a－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件にな

ります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山内委員となりますが。

山 内 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続けて3件目の説明を事務局に求めます。

事 務 局 議案第3号、R3-3番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記畑、現況休耕畑で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場として利用する予定です。

申請者は、\_\_\_\_\_に事業所をかまえる事業者です。事業の拡大に伴い、トラック用の駐車場が不足しており、路上に駐車せざるを得ない状況にあります。路上駐車解消のために、事業所付近で土地を探していたところ、地権者承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、名古屋高速6号清須線清須料金所から300m以内に位置する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー(ア)ーaー(b)に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山田委員となりますが。

山 田 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続けて4件目の説明を事務局に求めます。

事務局 議案第3号、R3-4番をご覧下さい。  
申請地は、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場として利用する予定です。  
申請者は、清須市内で外構工事等を中心とした建築業者です。H28年に独立し、独立当初は仕事が少ない状況でしたが、年々仕事が増えるにつれて、これまで自宅の庭部分を作業スペースとして利用していましたが、手狭に感じるようになりました。また、購入した重機は稲沢市内で知人の土地を間借りしており、距離の問題から不便に感じております。そのため自宅で土地を探していたところ、地権者から承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公共施設が連たんしている区域に近接している農地で、その規模が10ha未満であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）-bに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。  
この案件の地元は山田委員となりますが、  
山田委員 問題ありません。  
会長 他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。  
続きまして、【議案第4号】農用地利用配分計画について、事務局に説明を求めます。

事務局 【議案第4号】農用地利用配分計画について説明。  
会長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。  
続きまして、【報告第6号】及び【報告第7号】について、事務局よ

り読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。  
番号5、\_\_\_\_\_番、\_\_番で登記・現況共に畑です。  
こちら小崎推進委員の担当地区になります。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号6、\_\_\_\_\_番で登記田、現況宅地です。  
こちら伊藤委員の担当地区になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号7、\_\_\_\_\_番で登記、現況共に田です。  
こちら山内委員の担当地区になります。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号10、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。  
こちら、丹羽委員の担当地区になります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号11、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。  
こちら、丹羽委員お願いします。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号12、\_\_\_\_\_番で登記田、現況畑です。  
こちら伊藤委員の担当地区になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号13、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。

こちら渡邊推進委員の担当地区になります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 14、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。  
こちら中野委員の担当地区になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 15、\_\_\_\_\_番で登記田、現況宅地です。  
こちら中野委員の担当地区になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 16、\_\_\_\_\_番で登記田、現況休耕田です。  
こちら、日下部委員の担当地区になります。

日下部委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 17、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、  
\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番で登記・現況畑です。  
こちら、渡邊推進委員の担当地区になります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして番号 18、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、  
\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、春日野方 36 番 4 で登記田、現況宅地です。  
こちら、小崎推進委員の担当地区になります。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。  
それでは、次回の開催について確認します。  
令和 3 年 7 月 21 日、水曜日、午後 2 時から、清須市役所南館 3 階  
大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。  
以上で令和 3 年度第 3 回農業委員会を閉会します。  
本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 30 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、  
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。